



鳥取県公報

平成17年11月29日(火)
号外第192号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則 (115) (文化政策課)	2
	鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則 (116) (公園自然課)	8
	鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部を改正する規則 (117) (林政課)	15
	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則を廃止する規則 (118) (公園自然課)	17

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、県民文化会館に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで鳥取県立県民文化会館管理規則 (以下「規則」という。)で規定されていた県民文化会館の利用時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) 県民文化会館を利用する際の禁止行為について、条例で規定されている行為に加えて規則で規定する。

2 規則の概要

- (1) 県民文化会館においては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。
 - ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
 - イ 物品の販売を行うこと (物品の販売を伴う利用のために利用の許可を受けた場合を除く。)
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県都市公園規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県都市公園条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園 (以下「指定管理者管理公園」という。)に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで鳥取県都市公園規則 (以下「規則」という。)で規定されていた指定管理者管理公園の有料公園施設の利用時間、休園日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) (2)の事項に関する規則の規定を削るとともに、所要の規定の整備を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定管理者制度の導入に伴い、規則の次の規定を削る。

- ア 有料公園施設の利用時間及び休園日
- イ 有料公園施設等の利用の申込み、通知等
- ウ 利用料金の減免

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

二十一世紀の森の園内施設の休館日を見直すとともに、園内施設のうち林業技術工芸実習館について休館日における臨時開館の手続を定めることにより、施設運営の効率化及び利用者の利便の向上を図る。

2 規則の概要

- (1) 森林学習展示館について、現在の休園日である月曜日を開館日とする。
- (2) 林業技術工芸実習館の休館日について、現在の年末年始並びに日曜日及び休日に加え、新たに土曜日を追加する。
- (3) 林業技術工芸実習館の臨時開館の手続を定める。
- (4) (2)に伴う利用時間の改正その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

- (1) 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成18年4月1日から、氷ノ山自然ふれあい館に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則（以下「規則」という。）で規定されていた氷ノ山自然ふれあい館の開館時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) (2)のほか、指定管理者制度が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

規 則

鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第115号

鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立県民文化会館管理規則（平成5年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、別表及び様式の表示並びに削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(利用時間)</u> 第2条 県民文化会館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p><u>(休館日)</u> 第3条 県民文化会館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日） (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。 3 知事は、臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を県民文化会館に掲示しなければならない。</p> <p><u>(利用の申込み)</u> 第4条 条例第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申込書を知事に提出しなければならない。 2 前項の申込書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (1) ホール、楽屋又は楽屋事務室 利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の1年前から7日前まで (2) 前号に掲げる施設以外の施設 利用日の6月前から前日まで</p> <p><u>(利用許可の通知)</u> 第5条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。</p> <p><u>(利用許可の変更)</u> 第6条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p><u>(利用の辞退の届出)</u> 第7条 利用者は、県民文化会館の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(行為の制限等)</u> 第8条 県民文化会館においては、次の行為をしてはならない。 (1) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。 (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。 (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。 (4) その他知事が別に定める行為 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県民文化会館への入館を拒み、又は県民文化会館からの退去を命ずることができる。</p>

(施設設備の滅失等の届出)

第2条 県民文化会館の利用者は、県民文化会館の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に届け出てその指示を受けなければならない。

(指示)

第9条 知事は、県民文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条の命令又は指示に従わないとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 正当な理由がなく利用料金を納付しないとき。
- (6) その他県民文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(施設設備の滅失等の届出)

第11条 利用者は、県民文化会館の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第12条 利用者は、県民文化会館の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 条例第5条の規定による利用料金の減免(以下「減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) ホール又は展示室を文化芸術に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「文化芸術団体」という。)が文化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。以下「公演活動等」という。)のために利用するとき 施設利用料の2分の1の額への減額
 - (2) ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用するとき 施設利用料の別表に定める額(文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用する場合にあっては、同表に定める額の2分の1の額)への減額
 - (3) 財団法人鳥取県文化振興財団が利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除
 - (5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料(冷房又は暖房をしたときに加算すべき部分を除く。次号において同じ。)の免除又は知事が別に定める額への減額
 - (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額
- 2 減免を受けようとする者は、様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第14条 利用者が既に収めた利用料金(以下「既納利用料」という。)は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、当該各号に定める額を還付することができる。

- (1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により県民文化会館を利用できなくなったとき 既納利用料の全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前(ホール、楽屋又は楽屋事務室の利用にあっては、1月前)までに、第7条の届出書を提出したとき 既納利用料の2分の1の額
- (3) その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

その2 展示室等

鳥取県立県民文化会館展示室等利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立県民文化会館を利用したいので、申し込みます。

施 設 名				
利 用 目 的				
利 用 期 間	前 年 月 日 () 午 時 分 から		前 年 月 日 () 午 時 分 まで	
	後		後	
利 用 内 容	区 分	準 備	開 場	整 理 終 了
	月 日 ()	時 分 時 分	時 分	時 分
	月 日 ()	~		
	月 日 ()	~		
	月 日 ()	~		
営 利 ・ 非 営 利 の 別	営 利 ・ 非 営 利	冷 ・ 暖 房 の 利 用 の 有 無 (会議室を利用する場合に限る。)		有 ・ 無
会 場 責 任 者	(住 所) (氏 名) (電話番号)			

備考 フリースペースを利用する場合にあっては、「利用する施設名」欄にその利用面積を平方メートル単位で記入すること。

様式第2号 (第5条関係)

第 号

年 月 日

住所

氏名

様

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名

名 印

鳥取県立県民文化会館の利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

施 設 名		
利 用 目 的		
利 用 期 間	前 年 月 日 () 午 時 分 から	前 年 月 日 () 午 時 分 まで
	後	後
利 用 面 積 (フリースペースを利用する場合に限る。)	m ²	
利 用 料	円	
利 用 の 条 件		

様式第3号 (第6条関係)

鳥取県立県民文化会館利用変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立県民文化会館の利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
施 設 名			
利 用 目 的			
利 用 期 間	前 前 年月日()午 時 分から 年月日()午 時 分まで 後 後		
変 更 内 容	変更事項	変更前	変更後
変 更 理 由			

添付書類 変更に係る利用の通知書

様式第4号 (第7条関係)

鳥取県立県民文化会館利用辞退届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号 -

住 所

届出者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立県民文化会館の利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
施 設 名			
利 用 目 的			
利 用 期 間	前 前 年月日()午 時 分から 年月日()午 時 分まで 後 後		
辞 退 理 由			

添付書類 辞退に係る利用の通知書

様式第5号 (第13条関係)

鳥取県立県民文化会館利用料金減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立県民文化会館の利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

施 設 名			
利 用 目 的			
利 用 期 間	前 前 年月日()午 時 分から 年月日()午 時 分まで 後 後		
減 免 理 由			

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号 (第14条関係)

鳥取県立県民文化会館利用料金還付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立県民文化会館の利用料金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
施設名			
利用目的			
利用期間	前 前 年月日()午 時 分から 年月日()午 時 分まで 後 後		
利用料金	納付年月日	年 月 日	領収書番号 第 号
	既納付額	円	
還付請求金額	円		
申請理由			
備考			

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第116号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前						
	<p>(有料公園施設の利用時間)</p> <p>第1条の2 条例別表第1に定める公園施設（以下「有料公園施設」という。）の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">施</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">利用時間</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施	設	利用時間			
施	設	利用時間					

鳥取県立布勢総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）	補助競技場 テニスコート（夜間照明施設のないテニスコートに限る。） 多目的広場	午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時まで）
	陸上競技場 野球場 球技場 テニスコート（夜間照明施設のないテニスコートを除く。）	午前9時から午後9時まで
	鳥取県民体育館	午前9時から午後10時まで
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（以下「臨海公園」という。）	テニスコート（夜間照明施設のあるものを除く。）	午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時まで）
	あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター テニスコート（夜間照明施設のあるものに限る。） 屋根のある多目的広場	午前9時から午後10時まで
	燕趙園	午前9時から午後5時まで

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示するものとする。

（有料公園施設の休園日）

第1条の3 有料公園施設の休園日は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

施 設	休 園 日
総合運動公園に	1月1日から同月3日まで及

設けられたもの (鳥取県民体育館を除く。)	び12月29日から同月31日までの日
鳥取県民体育館 臨海公園に設けられたもの(燕趙園を除く。)	1 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日 2 火曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直後の休日でない日)
燕趙園	1 1月1日及び12月29日から同月31日までの日 2 毎月の第4火曜日(その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

(行為許可証の交付等)

第3条 知事は、条例第7条第1項又は第2項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 条例第7条第1項又は第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第3条第2項の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

(行為許可証の交付等)

第3条 知事は、条例第3条第1項又は第2項の許可をしたときは、様式第3号による許可証を交付する。

2 条例第3条第1項又は第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

(有料公園施設の利用の申込み)

第3条の2 有料公園施設を利用しようとする者(総合運動公園の球技場、補助競技場若しくは多目的広場又は臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用の方法で利用しようとする者及び次項に規定する者

を除く。)は、様式第3号の2による申込書を知事に提出しなければならない。

2 有料公園施設を利用しようとする者のうち総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若しくはトレーニングルーム若しくは鳥取県民体育館のメインアリーナ、サブアリーナ若しくはトレーニングルーム又は臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室若しくはトレーニングルームを一般利用の方法で利用しようとする者及び臨海公園の燕趙園を利用しようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(有料公園施設の利用の通知等)

第3条の3 知事は、有料公園施設の利用の許可をしたときは、様式第3号の3により通知(総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若しくはトレーニングルーム若しくは鳥取県民体育館のメインアリーナ、サブアリーナ若しくはトレーニングルーム若しくは臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室若しくはトレーニングルームの一般利用の許可をしたとき、又は臨海公園の燕趙園の利用の許可をしたときは、様式第3号の4による施設利用券を交付)するものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(設備の利用の申込み等)

第3条の4 総合運動公園及び臨海公園の設備を利用しようとする者は、知事が別に定めるところにより、利用の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の設備の利用を許可したときは、様式第3号の4による設備利用券を交付するものとする。ただし、臨海公園のシャワー設備の利用の許可については、この限りでない。

(公園施設の設置の許可等の申請書等)

第4条 法第5条第1項の申請書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める様式によるものとする。

公園施設の設置の許可の申請書	様式第4号
公園施設の管理の許可の申請書	様式第5号
許可を受けた事項の変更の許可の申請書	様式第6号

2 略

(公園施設の設置の許可等の申請書等)

第4条 法第5条第1項の申請書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める様式によるものとする。

公園施設の設置の許可の申請書	様式第3号
公園施設の管理の許可の申請書	様式第4号
許可を受けた事項の変更の許可の申請書	様式第5号

2 略

(占用の許可の申請書等)

第5条 法第6条第2項の申請書は、様式第6号によるものとする。

2 法第6条第3項の申請書は、様式第7号によるものとする。

3 略

(公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請)

第6条 法第5条第1項又は法第6条第2項の許可の更新の許可を受けようとする者は、様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第7条 条例第14条第1項の使用料は、当該許可を受け、又は当該協議が成立した際に納付しなければならない。ただし、知事が別に納期を定める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 条例第14条第2項の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。

(1) 略

(占用の許可の申請書等)

第5条 法第6条第2項の申請書は、様式第7号によるものとする。

2 法第6条第3項の申請書は、様式第8号によるものとする。

3 略

(公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請)

第6条 法第5条第1項又は法第6条第2項の許可の更新の許可を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第7条 条例第8条第1項から第3項までの使用料は、当該許可を受け、又は当該協議が成立した際に納付しなければならない。ただし、知事が別に納期を定める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条第4項の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。

(1) 略

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために有料公園施設を利用するとき。

(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が有料公園施設を利用するとき(専用利用する場合にあっては、障害者の社会参

(2) 略

- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第9条 条例第14条第3項ただし書の規則で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 使用料を納付した者が、その責めに帰することができない理由により都市公園を使用することができなかつたとき。
- (2) 使用料を納付した者が、当該許可に係る行為の日の5日前までにその中止を申し出たとき、又は条例第22条第2号の届出をしたとき。

(3) 略

- 2 使用料の返還を受けようとする者は、様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

加を促進すると認められるときに限る。)

- (4) 学生等が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。

- (5) 70歳以上の者が有料公園施設を利用するとき(専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)

- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)

(7) 略

- 2 前項第1号、第2号又は第7号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第9条 条例第8条第5項ただし書の規則で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 使用料を納付した者は、その責めに帰することができない理由により都市公園を使用することができなかつたとき。
- (2) 使用料を納付した者が、当該許可に係る行為の日の5日前までにその中止を申し出たとき、又は条例第10条第2号の届出をしたとき。

(3) 略

- 2 使用料の返還を受けようとする者は、様式第11号による申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条の2 条例第8条第6項において準用する同条第4項の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

- (1) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が臨海公園の燕趙園を利用するとき。

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

第10条 条例第19条第1項第1号及び同条第2項の規則で定める場所は、当該都市公園の区域を管轄する地方県土整備局又は総合事務所とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第11条 略

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条 略

(工事の完了の届出書)

第13条 条例第22条の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める届出書を提出してしなければならない。

条例第22条第1号の届出	様式第11号
条例第22条第2号の届出	様式第12号
条例第22条第3号の届出	様式第13号
条例第22条第4号又は第5号の届出	様式第14号

(2) 障害者及びその介護者が臨海公園の燕趙園を利用するとき。

(3) 要介護者等及びその介護者が臨海公園の燕趙園を利用するとき。

(4) その他財団法人鳥取県観光事業団が特に必要があると認めるとき。

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

第9条の3 条例第9条の3第1項第1号及び同条第2項の規則で定める場所は、当該都市公園の区域を管轄する地方県土整備局又は総合事務所とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の4 略

(工作物等を返還する場合の手続)

第9条の5 略

(工事の完了の届出書)

第10条 条例第10条の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める届出書を提出してしなければならない。

条例第10条第1号の届出	様式第12号
条例第10条第2号の届出	様式第13号
条例第10条第3号の届出	様式第14号
条例第10条第4号又は第5号の届出	様式第15号

(申請書等の提出部数等)

第11条 法、条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書(第3条の2第1項に規定する申込書を除く。以下同じ。)又は届出書の部数は、それぞれ2部とする。

2 法、条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、当該都市公園の区域を管轄する地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長を経由して提出してしなければならない。

第2条 鳥取県都市公園規則の一部を次のように改正する。

様式第1号その1及びその2中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改める。

様式第2号中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改める。

様式第3号から様式第3号の4までを削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号から様式第9号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第10号中「第8条第4項」を「第14条第2項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「第8条第5項ただし書」を「第14条第3項ただし書」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第12号中「第10条関係」を「第13条関係」に、「鳥取県都市公園条例第10条」を「鳥取県都市公園条例第22条」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第13号中「第10条関係」を「第13条関係」に、「鳥取県都市公園条例第10条」を「鳥取県都市公園条例第22条」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第14号中「第10条関係」を「第13条関係」に、「鳥取県都市公園条例第10条」を「鳥取県都市公園条例第22条」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第15号中「第10条関係」を「第13条関係」に、「鳥取県都市公園条例第10条」を「鳥取県都市公園条例第22条」に改め、同様式を様式第14号とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第117号

鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立二十一世紀の森管理規則（昭和60年鳥取県規則第9号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 二十一世紀の森の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(休園日等)</p> <p>第3条 二十一世紀の森の休園日は、1月1日から同</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 二十一世紀の森の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。<u>ただし、林業技術工芸実習館（以下「実習館」という。）の土曜日の利用時間は、午前9時から正午までとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(休園日)</p> <p>第3条 二十一世紀の森の休園日は、1月1日から同</p>

月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。ただし、林業技術工芸実習館（以下「実習館」という。）については、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日についても休館日とする。

2 知事は、第8条第2項の規定による利用申込書の提出があった場合において、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、実習館を臨時に開館することができる。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

4 略

(実習館の利用)

第8条 略

2 前項に規定する利用申込書は、実習館を休園日等（第3条第1項に規定する休園日及び休館日をいう。以下同じ。）に利用しようとする場合には、利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日）の前日（その日が休園日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休園日等でない日）までに提出するものとする。

3 略

4 略

(権限の委任)

第9条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、林業試験場長に委任する。

(雑則)

第10条 略

月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。ただし、次の表の左欄に掲げる施設については、それぞれ当該右欄に定める日についても休園日とする。

実習館	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
森林学習展示館	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その翌日）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

3 略

(実習館の利用)

第8条 略

2 略

3 略

(雑則)

第9条 略

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第118号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則を廃止する規則

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則（平成11年鳥取県規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

